

ることによって人々の効用を高めることができる、との政策的インプリケーションを得ることができる。

3. その他 なし

家計を担うものの失業という所得ショックに対して、家計が貯蓄ではなく消費を抑制することで対応していることを予測する分析によれば、失業が急増した1990年代半ば以降、日本家計の貯蓄率が大きく低下した可能性は低い。これは、貯蓄という自己保険を使って消費の平準化を図るのではなく消費水準を抑制させているのだとすれば、失業ショックが家計構成を大きく低下させる可能性があることが示されている。

D 考察・結論

我が国では、災害などのリスクに対してはある程度予期されたリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高く、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとることが示唆された。しかし、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を恒常所得の低下ととらえ、消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かった。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし

所得格差と生活実態に着目した再分配政策の条件に関する調査

— 「働き方と所得再分配の在り方に関する調査」 アンケート調査 —

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

主任研究者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

分担研究者 橋木俊詔（京都大学大学院経済学研究科）

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所）

高木真吾（北海道大学大学院経済学研究科）

前川聡子（関西大学経済学部）

吉田有里（甲南女子大学人間環境学部）

研究要旨

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの別により、所得変動が所得格差と社会保障への人々の意識に及ぼす影響に着目しながら、所得再分配政策の在り方に関する調査を行うことを目的とする。また、社会保障への意識に関連する健康と医療・介護の必要性などと所得格差との関連性については、現在、OECD の国際比較研究で調査項目の枠組みが検討されていることから、本調査ではこのような OECD の研究動向を踏まえた調査項目を含めつつ調査票を設計・作成し、これに対する回答を集計して、研究の目的に応える実証分析のための基礎的データを構築する。

調査方法は、業務委託によるアンケート調査とする。調査対象は、全国のモニターを利用した 20 歳以上 70 歳未満の男女、800 サンプルである。調査の結果、年齢があがってからの転職では所得が下がる人の割合が上がり、過去と現在の所得の変化を見ると所得が下がった人の割合が多い。

こうした状況があるため、OECD 諸国における我が国の所得格差の現状については、ジニ係数が我が国より低い北欧や西ヨーロッパ諸国のように政府が格差是正をするのがよいと答えた人の割合が 6 割以上となっている。国民年金加入者について見ると、定額の保険料では所得が下がったときに払いきくため所得比例の保険料負担の方が払い易くなると答える人の割合が 45%以上を占めた。調査結果から、所得変動と所得格差の現状を踏まえると、格差是正のための社会保障政策を人々は求めており、所得変動を踏まえたよりよい負担方法を検討することが重要であることが示唆された。

A 研究目的

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの別により、所得変動が所得格差と社会保障への人々の意識に及ぼす影響に着目しながら、所得再分配政策の在り方に関する調査を行うことを目的とする。

社会保障への意識に関連する健康と医療・介護の必要性などと所得格差との関連性については、現在、OECDの国際比較研究で調査項目の枠組みが検討されていることから、本調査ではこのようなOECDの研究動向を踏まえた調査項目を含めつつ調査票を設計・作成し、これに対する回答を集計して、研究の目的に応える実証分析のための基礎的データを構築する。

B 研究方法

この調査は、低所得が一時的か恒常的かの区別を行うため初期時点と見なす時点の所得と調査時点の所得を把握するため、現在の所得と消費について尋ねるとともに、リトロスpekティブに所得と消費の変動を尋ねる。また就業状態についても、現在の就業状態に加えて、転職経験と転職に伴う所得変動をリトロスpekティブに尋ねる。社会保障に対する意識については、OECDの所得格差比較研究プロジェクトに対応してOECD諸国における我が国の所得格差に関連する意識を尋ねる。所得格差の是正には、年金・医療の負担と給付を通じた方法や、育児と就業の両立支援を通じた女性の賃金・所得の上昇を図る方法などがある。本調査では、所得格差に関連して年金・医療・子育て支援策に対する意識についても調査する。

調査方法は、業務委託によるアンケート調査とする。調査対象は、全国のモニターを利用した20歳以上70歳未満の男女、800サンプルである。

(倫理上への配慮)

業務委託によるアンケート調査の結果得られたデータの取り扱いにおいては、個人が特定できない方法でデータベースを作成し集計すること、データの流出・毀損等を防ぐことなど細心の注意を払ったので、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C 研究結果

有効回答サンプルについて見ると、平均転職回数は2.7回、転職を含む現在の職に就いた年齢の平均は31.7歳、現在の職業に変わったとき所得が上がった人の割合(有効回答に占める割合、以下同様)は29%、下がった人の割合は37%であった。1回前の転職では、所得が上がった人の割合は26%、下がった人の割合は25%、変わらなかった人の割合は43%であった。さらに、2回前の転職では、所得が上がった人の割合は22%、下がった人の割合は21%であった。若い時期の(2回前の)転職に比べて、年齢があがってからの(現在の職に就く前の)転職では、所得が下がる人の割合が増えている。

昨年の所得と一昨年の所得を比較すると、所得が上がった人の割合(12%)よりも所得が下がった人の割合(34%)が多かった。

こうした状況があるため、OECD諸国における我が国の所得格差の現状については、ジニ係数が我が国より低い北欧や西ヨーロッパ

ツバ諸国のように政府が格差是正をするのがよいと答えた人の割合が6割以上となっている。国民年金加入者について見ると、定額の保険料では所得が下がったときに払いくいいため所得比例の保険料負担の方が払い易くなると答える人の割合が45%以上を占めた。

D 考察・結論

調査結果から、所得変動と所得格差の現状を踏まえると、我が国の所得格差を北欧や西ヨーロッパ諸国の水準に是正していくことを指示する人の割合が高いこと、そのために社会保障政策の重要性を人々は理解していることが判明した。また社会保障の給付と負担については、所得変動を踏まえたよりよい負担方法を検討することが重要であることが示唆された。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

IV. 研究報告(平成16年度)

所得格差の変化と年金改革の視点

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部部長

金子 能宏

「所得格差の変化と年金改革の視点」

金子能宏（国立人口問題・社会保障研究所）

1. はじめに

少子高齢化の進展は、将来の労働力不足の可能性などマクロ経済への影響のみならず、年金財政の負担と給付のあり方の見直しなど社会保障財政にも影響を及ぼしている。2000年の『国勢調査』によれば、わが国の生産年齢人口(15～64歳人口)は1995年に8716万人のピークを迎えた後、2000年には8622万人に減少した。さらに、2003年の生産年齢人口は8550万人となっており、少子高齢化がこのまま進めば、わが国の生産年齢人口は団塊の世代が引退年齢に達する2015年の7730万人を経て、2050年には5389万人に減少することが予測されている。そのため、将来の公的年金加入者数が減少し、もしも公的年金の給付水準を現在の水準に維持するならば将来世代の負担が重くなる可能性がある。次期年金改正に向けた年金改革の選択肢には、この問題に配慮した保険料固定方式を含む、次のような三つの選択肢が提示された(厚生労働省年金局「年金改革の骨格と方向性に関する論点」(2002年12月))。すなわち、選択肢の一つは、保険料水準を見直ししながら現行の給付水準(現役手取り賃金比59%)を維持する方式(方式Ⅰ)である。この方式Ⅰでは、基礎年金給付の国庫負担を1/3(1/2)とすると、2030年以降の保険料率は26.2%(23.1%)(総報酬ベース)になることが予測されている。これと対照的な選択肢は、保険料率を2022年度から20%に固定して、この保険料率のもとで賄える保険料総額と年金給付総額とのバランスを考慮しつつ年金給付額を調整する保険料固定方式(方式ⅠⅠ)である。この方式ⅠⅠでは、少子高齢化の進展により保険料を固定したもとの保険料収入総額が減少することに対応して、国庫負担を1/3(1/2)とすると、年金給付の現役手取り賃金比率は2043年度以降45%(2032年度以降52%)になると予測されている。そして、方式Ⅰと方式ⅠⅠの中間的な選択肢として挙げられているのが、保険料水準を見直ししながら現行の給付の内容や水準を見直す(給付と負担双方見直し方式(方式Ⅰ-2))である。

現役世代から引退した年金受給者の方へ所得移転が部分的にもある現在の修正積立方式の年金制度を前提にすると、少子高齢化の進展は、年金制度の加入者に保険料水準が高すぎるという加重負担感を生じさせる。「年金改革の骨格と方向性に関する論点」において保険料固定方式が提示され、社会保障審議会年金部会においてもこの方式が検討されていることは、世代間の公平性を観点として年金制度への信頼を回復するための取り組みが始まっていることを意味している。諸外国の年金改革の動向をみても、世代間の公平性に配慮した改革が近年、進みつつある。カナダでは、税財源による基礎年金と報酬比例のカナダ年金保険とが賦課方式で運営されていたが、部分積立金を有しその運用収入で将来世代の負担を軽減するために、高齢化率の進展よりも早いタイミングで報酬比例部分の保険料負担を引き上げる改革を1997年に行った。また、2002年のスウェーデンの年金改革では、遺族年金と障害年金を一般政府財源で賄う別立ての制度としたうえで、老齢年金だけを年金保険料で賄い、平均所得の伸びで変動する賦課方式部分の給付に加えて、拠出期間に応じてポイントを与え支給開始年齢時まで得られたポイントに応じて確定する給付(概念上の確定拠出年金)を加えた年金給付が支給される新しい制度が導入された。さらに、アメリカのブッシュ大統領の年金改革案では、公的年金に個人個人の年金拠出の積立分を明示して個人年金勘定を組み込み、保険料を個人の積立に寄与する部分(個人年金勘定への拠出)と社会保険として拠出する部分とに分けて、個人と社会全体の負担のバランスを図る方法が提案されている。

このように公的年金においては、保険料固定方式や概念上の確定拠出方式など世代間の公平性に配慮した改革が取り組まれているが、これらの方式のもとでは、将来の公的年金の給付水準は人口構造や社会経済の変化により変動するリスクが生じる。このようリスクに対処しながら、高齢者の多様な生活のニーズに対応できる老後の所得保障を実現するためには、公的年金制度を補完する企業年金をこれまで以上に活用する必要がある。2001年の企業年金改革により確定拠出企業年金が導入されたとはいえ、厚生年金基金や税制適格年金あるいは中小企業等共済組合の年金給付など給付立ての企業年金によって多くの労働者がカバーされ、これらの企業年金が公的年金を補完する老後の所得保障として重要な役割を果たしてきたことは確かである。しかし、図2が示すように、企業年金の普及状況には企業規模間格差があり、大企業ほど企業年金を持っている割合が高い。このことは、中小企

*1 総務省統計局平成15年1月の人口推計(確定値)による。また、これによれば、この2年間では、72万人減少している(0.8%の減少)。

*2 もちろん、経済環境や労働移動の条件が変化すれば、西欧諸国が経験したような外国人労働者の影響が現れて、生産年齢人口の減少はこれほど大きくはならないかもしれない。

業を引退した者に比べて、大企業に勤めて引退した者の方が、賃金の企業規模間格差を反映して高い額の報酬比例部分を含む公的年金を受給することに加えて企業年金を受け取る割合が多いので、結果的により多くの年金所得を得ることを意味している。

図1 企業規模（従業員数）別に見た企業年金制度のある企業の割合

さらに、こうした企業年金の加入者になれるのは正規労働者であり、パート・タイム労働者には加入できない。企業の面からみれば、これは福利厚生費用の節約になりまた一定の条件の下では社会保険料を納めなくても良い場合があるので、企業収益の低迷が続いている1990年代、労働力人口に占めるパート・タイム労働者の割合は増加してきた。このことは、労働力として重要な地位を占めつつあるパート・タイム労働者の老後の生活保障が、配偶者（例えば夫）の公的年金と企業年金に依存することができない場合には、公的年金だけに依存することになり、職業選択によって老後の所得格差の拡大が生じてしまう可能性を示唆している。また、正規労働者とパート・タイム労働者との間には賃金格差があり、パート・タイマーの増加はパート・タイム賃金を低下させるように作用するため、正規労働者とパート・タイム労働者の代替は、これらの労働者間の所得格差を広げる可能性がある。

こうしたパート・タイム労働者や派遣労働者が増加する一方で、中高年サラリーマンのリストラによる転職、失業、離職が社会問題化している。その理由は、高年齢者雇用安定法により60歳定年制が企業の義務とされ99%の企業が60歳定年制を実施するようになったにも拘わらず、年功賃金制のもとで中高年サラリーマンを雇用し続けることが、収益の伸び悩む企業にとって負担となり始めたからである。事実、1990年代後半以降、60歳以上年齢層の失業率は10%以上の高い水準となっている。このような状況にある中高年サラリーマンのリストラは、中高年世代の失業者と就業者との間の所得格差をもたらす。さらに、厚生年金保険の給付額は報酬比例部分を含めて受給資格に達するまでの期間は加入期間に比例するので、リストラによる中高年者の離転職は加入期間の長短の広がり大きくして、年金受給額の格差を拡大する可能性もある。

本章では、このような日本経済や労働市場の変化と関連しながら顕在化しつつある所得格差に対して、公的年金がどのような役割を果たすことができるのか、「所得再分配調査」の再集計結果を用いながら考察する。

2. 高齢化に伴う所得格差の変化

現在の公的年金の役割は、社会保険方式によって、拠出に基づいて受給要件を満たす全ての人々に対して一律に年金給付を支払うことにより引退後の所得保障を行うことにある。これに対して、企業年金の役割には、退職給付として企業に長年従事してきたことに対する報酬の後払いとしての役割があると同時に、公的年金の所得代替率では引退後の消費水準が引退前の消費水準と比べて低下する可能性があるため、このような消費水準の低下を回避する補完的な所得保障としての役割がある。このような公的年金と企業年金の役割に留意して、近年の日本経済の特徴について考えるとき、見過ごすことのできない特徴が、高齢化による所得格差の拡大と労働市場の変化である。

平成14年の『所得再分配調査』によれば、全世帯の所得分布を示すジニ計数は0.36であり、これは国際的に見て必ずしも低い値とはいえない値を示している（表1、表2）。

表1 ジニ計数の推移 出所 『所得再分配調査 平成14年』

図2 ジニ計数の国際比較 出所 マルコ・ミラデルコ編(2005)
OECD・DELSA, Working Paper No.22

わが国の所得分布がクズネッツの逆U字型仮説が示唆するように経済成長とともに低下して1970年代には国際的に見ても低い水準にあったにも拘わらず、1980年代から再び不平等化し始め、近年、その不平等化の程度が国際的に見ても無視できない水準に達しつつあることは、橘木(1999)によって指摘されたことである。この問題は、その後、不平等化に対する評価には相違が見られるものの、多くの研究者によって実証分析されることとなった。まず、大竹(1997)は、『家計調査年報』、『就業構造基本調査』、『国民生活基礎調査』に基づく所得のジニ係数の時系列データと、『全国消費実態調査』に基づく消費のジニ係数の時系列データを比較して所得分布と消費分布の不平等化傾向を指摘した。そして、大竹・斎藤(1998)は、最近の消費分布の不平等化は、コーホート別に見た高齢化による消費の不平等化と、前の世代の不平等が遺産などにより次世代に引き継がれてしまうコーホート効果が相まって拡大しつつあることを、『全国消費実態調査』に基づいて検証した。さらに、所得の不平等化もコーホート別に見た高齢化効果とコーホート効果が相まって拡大していることが、1981年と1993年の『所得再分配調査』を用いた大竹・斎藤(1999)、及び平成1年から平成7年の『国民生活基礎調査』を再集計した岩本(1999,2000)によって検証されている。一方、大石亜紀子(1999)はジニ係数の国際比較においては国ごとの所得の定義の相違に注意した比較を行う必要性を指摘して、橘木(1999)の結論に対する留意点を明らかにしながら、わが国における所得の不平等化傾向の特徴をまとめている。

このように所得の不平等度を測る指標としてしばしば用いられるジニ係数は、所得が複数の所得源泉から構成される場合、それぞれの所得源泉別のジニ係数に分解することができ、所得合計のジニ係数はそれぞれのウェイト付けされた源泉別ジニ係数の合計と等しくなることが知られている。Lerman and Yitzhaki (1985, 1989, 1994) によれば、世帯所得を $y \in [a, b]$ 、 a と b を最低世帯所得と最高世帯所得、 m を世帯所得 y の平均値、 $F(y)$ を平均 $1/2$ 、区間 $[0, 1]$ の一様分布関数とすると、所得 y のジニ係数 (GINI) が共分散を用いた式、 $GINI = 2cov[y, F(y)] / m$ によって表すことができることから、世帯所得の所得源泉が K 種類ある場合のジニ係数は、次のように表すことができる。

$$(1) \quad GINI = 2 * \sum_{i=1}^K cov(y_i, F(y_i)) / m,$$

ただし、 y_i は K 種類ある所得源泉のうち i 番目の所得源泉の所得額、 $cov(y_i, F(y_i))$ は i 番目の所得源泉の所得額 y_i とこの所得源泉内の累積度数との共分散であり、 $y = \sum_{i=1}^K y_i$ である。さらに、平均世帯所得に対する第 i 所得源泉の平均所得額の比率 $S_i = m_i / m$ 、第 i 所得源泉の所得額と世帯所得額との相関係数 $R_i = cov(y_i, F(y)) / cov(y_i, F(y_i))$ を用いて、(1) 式は、

$$(2) \quad GINI = \sum_{i=1}^K [cov(y_i, F(y)) / cov(y_i, F(y_i))] * [2cov * cov(y_i, F(y_i)) / m_i] [m_i / m], \\ = \sum_{i=1}^K R_i G_i S_i,$$

と表すことができる。ここで、 $G_i = 2cov(y_i, F(y)) / m_i$ は第 i 所得源泉の所得分布に関する相対ジニ係数と呼ばれる。 m_i は第 i 所得源泉を有する者の中での第 i 所得平均額なので、 m_i / m の i に関する合計は必ずしも 1 にならない。また、世帯所得のジニ係数に対する第 i 所得源泉の寄与度は、 $I_k = R_k G_k S_k / GINI$ 、として表される。定義から、 $\sum_{k=1}^K I_k = 1$ 、である。この指標 I_k がプラスならば、第 k 番所得源泉の所得分布は世帯所得の分布に対する不平等化要因とみなされるのに対して、それがマイナスならば世帯所得に対する平等化要因とみなされる。

この手法を使って、当初所得に社会保障による所得移転、すなわち年金・恩給とその他の社会保障給付を加えた、所得移転後の世帯所得 (全世界帯・年齢計) のジニ係数の要因分解を行った結果が、表 3 である。ここでは、所得格差が拡大したといわれる 1990 年代のジニ係数の変化と、最近のジニ係数の動向を見るために、1993 年、1999 年、及び 2002 年の 3 時点について「所得再分配調査」の再集計を行い、ジニ係数の要因分解を行った。(なお、1993 年、1999 年については財産所得の寄与度が計算できたが、2002 年についてはデータの制約から財産所得の寄与度が算出されていない点に留意する必要がある。)

表 2 所得移転後の世帯所得 (等価所得) のジニ係数の要因分解 全世界帯・年齢計

表 2 から、表 1 において見られる近年の所得の不平等化の要因を読みとることができる。まず、雇用者所得の不平等化と就業者に占める雇用者の割合が増え続けているために、所得の不平等化に対して雇用者所得の不平等化が寄与する程度が大きくなったことが挙げられる。世帯所得のジニ係数に対する雇用者所得の不平等が及ぼす影響の寄与度は、1993 年では 0.15、1999 年には 0.29、2002 年では 0.89 へと増加している。

これに対して、年金給付については、年金・恩給という所得源泉がジニ係数に及ぼす寄与度が、従来は正の値で影響していたのに対して、2002 年では、寄与度が負の値となり、所得移転後の世帯所得のジニ係数を小さくする作用を発揮し始めていることがわかる。年金・恩給からなる所得源泉の寄与度は、1993 年では 0.32、1996 年では 0.36 であったのに対して、1994 年の年金改革以降、年金制度の改正ごと、将来の年金財政の安定化を図ることと世代間の公平性にも配慮して給付と負担の見直しが進んだために、報酬比例部分が満額年金となるための被保険者期間が伸びて、定額部分に占める報酬比例部分の割合が低下する制度変更が繰り返された。その結果、こうした改正が始まってから 10 年の時を経て、基礎年金の再分配機能が次第に発揮されるようになり、年金給付の所得移転を含む世帯所得のジニ係数に及ぼす寄与度は、その値の大きさは比較的小さいものであるが、負の値を示すようになった。

3. 所得格差の変化に対応する年金改革の視点

確かに、今日、世代間の公平性から見て、公的年金制度の現役世代から引退世代への再分配の役割には、疑問がもたれていることは事実である。現役の雇用者の立場からみると、被保険者期間を完全に満たした年金受給者に支払われる年金給付の現役勤労者の平均所得に対する比率、すなわち所得代替率が、引退後の消費生活が引退前よりも大幅に低下することの無いように設定されているために、家族を持ち始めようとする 20 歳代後半から 30 歳代前半の人たちよりも、引退した人の所得水準や消費水準の方が高くなっている現実には、一つの疑問を投げかける。

このような問題に対処するために、2004 年・年金改正では世代間の公平性に配慮することと、年金財政の長期的な安定化のために、保険料固定方式が採用された。確かに、保険料固定方式の場合には、現役世代の平均所得に対する年金給付の代替率は、高齢化率がさらに上昇すると低下することが

予測されるが、公的年金の生活保障機能を維持するために、その代替率は低下することがあっても50%を超えるように負担と給付が調整されることとなっている。

したがって、引退後の所得水準の変化を緩和したいと個人が望む場合には、このような公的年金制度改革を踏まえて、公的年金を補完する企業年金の活用は不可欠であるといえるだろう。しかし、現実には、常用労働者の平均賃金の高い大企業の方が企業年金を持っている企業の割合が高いという企業年金の普及状況における企業規模間格差がある(図2を参照)。また、企業年金の普及が企業規模が小さいほど十分ではないという現状は、転職入職率が企業規模の小さい場合の方が大きい場合よりも高くなるという労働移動の企業規模間格差(表4)とも重なって、離転職に伴う企業年金の積立金が転職先企業に移すことのできる携帯性(ポータビリティ)の確保が中小企業労働者ほど困難であるという問題がある。このことは、従来の企業年金制度による引退後の所得格差是正には限界があることを示唆している。

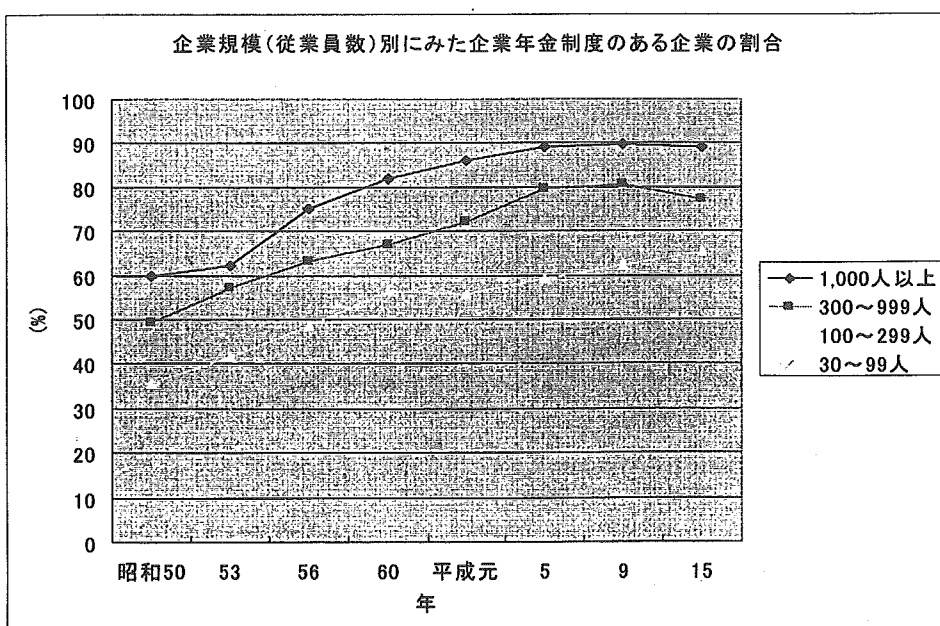
表3 企業規模別に見た転職入職率

したがって、世代間の公平性を観点に保険料の引き上げ抑制と給付抑制とにつなげる報酬比例部分の伸びを、給付算定方式の改訂や年金課税により抑制する一方、基礎年金の国庫負担の引き上げ等の手だてにより基礎年金の給付水準を確保していくことは、2節のジニ係数の分解に見られるような年金給付の再分配効果を維持しつつ、世代間の公平性を見たす条件を整えることにつながる、意味のある年金改革の方向性であると考えられる。

参考文献

岩本康志(2000),「ライフサイクルから見た不平等度」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』(東京大学出版会)
 大竹文雄・斉藤誠(1996),「人口高齢化と消費の不平等」『日本経済研究』No.33,pp.11-35.
 大竹文雄・斉藤誠(1999),「所得不平等化の背景とその政策的含意：年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第35巻第1号
 大竹文雄(2000),「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』2000年7月、第480号
 大竹文雄(2004),「所得格差と再分配政策」『現代経済学の潮流 2004』(東洋経済新報社)
 大石亜希子(1999),「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』第35巻第4号
 橋本俊詔(1999),『日本の経済格差』(岩波書店)
 橋本俊詔・金子能宏編著(2003),『企業福祉の制度改革』(東洋経済新報社)
 橋本俊詔編著(2004),『封印される不平等』(東洋経済新報社)
 マルコ・ミラデルコ編(2005) "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of 1990s", OECD・DELSA, Working Paper No.22

図1 企業規模(従業員数)別に見た企業年金制度のある企業の割合



出所 「退職金制度・支給実態調査報告」昭和50年、昭和53年、昭和60年、平成元年、平成5年、平成9年、平成15年の各年度版より、筆者作成
 注1) 企業年金の割合とは、厚生年金基金のある企業の税制適格年金のある企業の合計が全ての企業に占める割合である。

表1 ジニ計数の推移

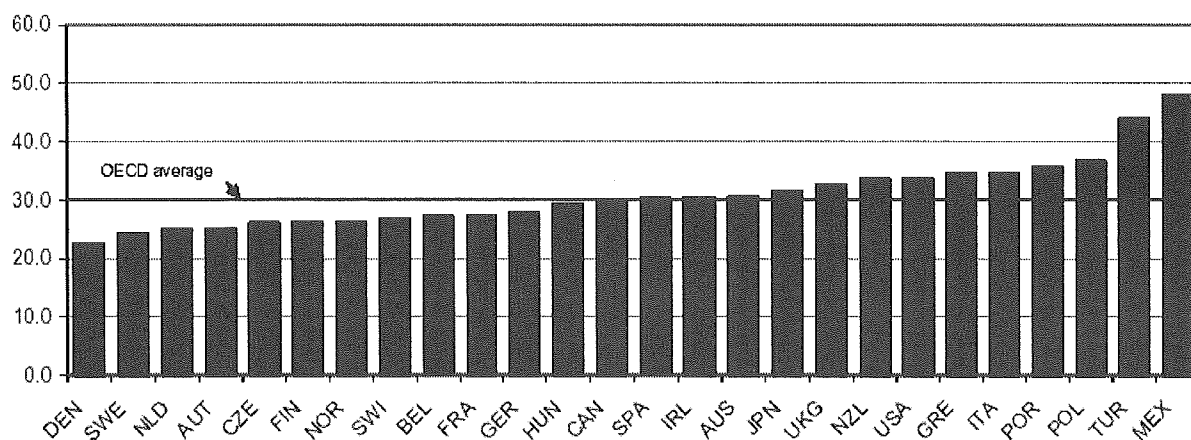
	当初所得	再分配所得		税による再分配所得 (当初所得－税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得＋現物給付＋社会 保障給付金－社会保険料)	
	ジニ係数 (A)	ジニ係数 (B)	改善度 $\left[\frac{A-B}{A}\right]$	ジニ係数 (C)	改善度 $\left[\frac{A-C}{A}\right]$	ジニ係数 (D)	改善度 $\left[\frac{A-D}{A}\right]$
			%		%		%
平成 2年	0.4334	0.3643	15.9	0.4207	2.9	0.3791	12.5
5年	0.4394	0.3645	17.0	0.4255	3.2	0.3812	13.2
8年	0.4412	0.3606	18.3	0.4338	1.7	0.3721	15.7
11年	0.4720	0.3814	19.2	0.4660	1.3	0.3912	17.1
14年	0.4983	0.3812	23.5	0.4941	0.8	0.3917	21.4

注：平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年については、医療、介護、保育を含む。

出所 『所得再分配調査 平成14年』

図2 ジニ計数の国際比較

Figure 1. Gini coefficients of income concentration in 26 OECD countries, most recent year



Note: The income concept used is that of disposable household income, adjusted for household size (e=0.5). Gini coefficients multiplied by 100. Data refer to year around 2000, except for darker shaded countries (year around 1995).

Source: computations from OECD questionnaire on distribution of household incomes (2004, forthcoming).

出所 マルコ・ミラデルコ編 (2005) OECD・DELSA, Working Paper No.22

表2 所得移転後の世帯所得（等価所得）のジニ係数の要因分解 全世帯・年齢計

1993年 平成5年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.36403	0.80105	0.89452	1	0.037092	0.50145	0.56828	0.28450
Ri	0.98104	0.96257	0.76737	0.88323	0.88208	0.36138	0.5484
Gi	0.069830	0.078687	0.087904	0.16101	0.072230	0.58474	0.10663
Si	0.15075	0.18612	0.18530	0.014490	0.087765	0.32988	0.045701
1999年 平成11年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.40334	0.90605	0.83774	1	-0.00956	0.41308	0.67238	0.18289
Ri	0.99332	0.96964	0.78810	0.86795	0.89134	0.37788	0.54590
Gi	0.13013	0.04349	0.09345	0.18411	0.059548	0.58095	0.092411
Si	0.29042	0.087588	0.18259	-0.003787	0.054359	0.36596	0.022875
2002年 平成14年	1 雇用 所得	2 事業 所得	3 農林業 所得	4 財産 所得	5 その他の 所得	6 年金・ 恩給	7 その他の 社会保障給付
GINI 0.36623	0.86223	0.50285	1	-	0.42499	-0.045468	-0.29071
Ri	0.53285	0.95043	0.53285	-	0.95043	0.71576	0.065663
Gi	0.0057042	0.035536	0.16832	-	0.04398	0.51902	0.0090182
Si	0.89792	0.085688	-0.0011909	-	0.039423	-0.014897	-0.006946512

出典：昭和56年、平成5年「所得再分配調査」より筆者作成。
 注1) Ri:第i所得源泉から得られる所得のジニ係数と当初所得のジニ係数の相関係数、Gi:第i所得源泉から得られる所得のジニ係数、Si:第i所得源泉から得られる所得の平均額と当初所得の平均額の比率。
 注2) 所得源泉iの意味(i=1~6) 1:雇用者所得、2:事業所得、3:農耕畜産所得、4:財産所得、5:その他の所得、6:年金・恩給、7:その他の社会保障所得移転(生活保護を含む)。
 注3) 等価所得:世帯の所得を世帯人員の平方根で除した値。

表3 企業規模別に見た転職入職率

年	企業規模					
	5-29	30-99	100-299	300-999	1000	
1995	10.9	9.4	7.0	5.5	4.3	
1994	10.1	10.2	7.0	4.6	4.0	
1996	9.3	10.5	8.9	5.5	4.9	
1997	10.8	9.4	7.8	5.8	4.7	
1998	9.8	10.5	10.1	6.7	5.6	
1999	10.1	10.2	10.1	6.7	5.6	
2000	10.2	9.8	10.4	7.1	6.5	
2001	10.7	10.7	9.7	8.6	6.5	
2002	10.2	9.3	9.2	7.2	7.2	

出典 『雇用動向調査』各年版

所得分配の不平等化と貧困率の増加

<分担研究者>

京都大学大学院経済学研究科

橘木 俊詔

所得分配の不平等化と貧困率の増加

橘木 俊詔（京都大学経済学部）

はじめに

日本は不平等化社会になりつつある、あるいは格差が拡大中である、との認識はほぼ定着した感がある。日常の会話で勝ち組、負け組という言葉がごく自然に使われるようになったのも、国民の多くが二極化を実感しているからである。

不平等、あるいは格差ということに注目すれば、様々な次元によってそれが語られる。もっともわかりやすいのは、結果の不平等として象徴される所得分配の不平等化、あるいは貧富の格差が拡大中、という事象である。

一方、機会の不平等も重要な概念である。人々が教育を受けたり、仕事を探すとき、あるいは企業内での昇進、等々に関して、差別がなく、しかもいろいろなことに挑戦する際に平等な機会が与えられているか、ということに注目する。

私の認識では、日本ではこれら 2 つの不平等、すなわち結果と機会の双方の分野において、不平等が進行中である。しかも、それらの不平等化があまり表面で語られることなく、いわば封印されながら進行中である。これらのことについては橘木(2004)で詳しく議論されている。

本稿では、結果の不平等、すなわち貧富の格差について、新しく利用が可能となった資料を用いて、ごく最近の現状を紹介する。2 つの目的がある。1 つは、国際比較の上での日本の地位の変化に注目する。もう 1 つは、貧富の格差のうち貧困者に焦点をあてて、日本のおかれた現状を議論する。

国際比較からみた日本の所得分配

2004 年の末に OECD(経済協力開発機構)が加盟各国の所得分配の現状を解析した調査結果を公表した。表 1 はそれを示したものである。表はジニ係数という指標を用いて、各国の所得分配の不平等度の実態を推計したものである。ここでジニ係数とは、完全平等のときゼロ、完全不平等のときイチの数字をとる指標で、この数字が大きいほど所得分配が不平等、すなわち貧富の格差が大きいことを示す。

なお、OECD の報告書では、ジニ係数以外の他の指標をも用いて所得分配の不平等度を計測しているが、ジニ係数がもっともわかりやすい指標なので、ここではそれだけを提示している。さらに、ここでの所得とは、家族人数で調整した等価家計所得で計測されており、かつ税や社会保障の効果を除去した再分配後所得である。もう 1 つの留意点は、OECD は先進諸国が加盟している国際機関であるが、最近旧社会主義国や中進国も加盟している。これらの国は比較可能性が低いので除外している。

表 1 でもっとも目立つことは、日本が所得分配の不平等度が高いグループに属していることである。先進諸国を所得分配の現状によって、(1)平等性の高い国、(2)中程度の国、(3)不平等性の高い国、の 3 種類に区分した場合、日本は明らかに(3)のグループに属する。それらは、ポルトガル、イタリア、アメリカ、ニュージーランド、イギリス、といった国々であり、日本は貧富の格差が大きい国に仲間入りしている。

橘木(1998)では、1980年代から1990年代前半にかけて、日本の所得分配の不平等化が進行していることを示した。その書物に対して様々な批判があったが、そのうちの1つは、日本の不平等化が進行しているのは事実であるが、世界の先進国の中で比較すればまだ所得分配の不平等度は中の上程度なので、それほど気にする必要はない、という指摘があった。表1の結果は、時が経過するとともにその批判はもう妥当しない、ということを示している。表1の数字はごく最近に至って日本の所得分配の不平等度は、先進国の中では中程度ではなく、高い国のグループに属することを示している。

なぜこのような不平等化、あるいは貧富の格差が拡大したのか、様々な理由がある。例えば、高齢化の進展、能力・実績主義による賃金支払い制度の変化、不景気による失業者や低所得者の増加、政府の税・社会保障制度が不平等化を促進している、等々の理由がある。ここではそれらの理由を包括的に議論するのではなく、1つのことに注目する。それは低所得者の増加、すなわち貧困層の増加ということを議論する。

国際比較からみた日本の貧困率

国民のうち何%の人が貧困者であるかの数字を貧困率と呼ぶ。この数字が高ければ、国の中で貧困で苦しんでいる人の比率が高いことを示しているのだから、できればこの数字は低い方がよい。表2はOECD諸国の貧困率をごく最近の数字で示したものである。

貧困率の計測、特に国際比較というのは、相当に困難なことである。国によって貧困の定義が異なるし、家族の人数の差をどうとらえるか、生活水準の差をどう評価するか、といった困難を克服する必要がある。OECDはそれらの困難を逃れるため、すべての国の貧困の定義を、各国の中位所得の50%にある所得以下にいる人を貧困者と定義し、かつ家族人数も共通の尺度で調整している。

表2によってわかる衝撃的な事実、日本がOECD諸国の中で第5番目の高い貧困率の国ということである。第1位はメキシコの20.3%、第2位はアメリカの17.0%、第3位はトルコの15.9%、第4位はアイルランドの15.4%、そして日本は15.3%の第5位である。

これら5カ国のうち、メキシコとトルコはまだ中進国といってよく、これらの国の貧困率が高いことは、日本と直接比較してもさほど意味がない、といってよい。先進国に限定するならば、アメリカに次いでアイルランドと日本がそれに続くといってよい。日本は先進国の中で、非常に高い貧困率の国になってしまったのである。ちなみに、日本の貧困率は1994年で8.1%であった。ここ10年弱の間に2倍弱も貧困率が上昇したのである。驚くべき事実といえよう。

貧困者の数が急激に増加したことは、他の事実からも知ることができる。それは生活保護支給者の急増である。生活保護制度というのは、所得がないか、それとも所得が非常に低いことによって、自己の資金で生活ができなくなった人に対して、政府が公費で生活費を支給する制度である。貧困救済における最後の政策であるといってよい。

図1は生活保護を受けている世帯の数が、ここ数年の間に急増していることがわかる。特に最近ではその数が100万世帯を超えている。95年には60万世帯前後だったので、相当大きな増加である。自分で生活できない人が非常に多いことがわかり、日本における貧困の深刻さが増していることを物語っている。

ここで注意すべきことは、表2で示した貧困者と図1での生活保護者では意味が異なる、ということである。貧困者とはある一定以下の所得しかない人々を貧困とみなしたのに対して、生活保護者とは現実に経済自立できないので、なんらかの支援を受けている人のことである。別の言葉でいえば、貧困者の全員が生活保護支給を受けているのではなく、貧困者の数が生活保護受給者の数よりはるかに多い。

貧困者は生活に困っている人であるから、なんらかの経済支援があつてしかるべき、と

の意見もありえようが、実は 15.3%の貧困者全員に生活保護支給を行なえば、そのための財政資金は巨額なものになる。したがって、統計上は貧困者と定義されても、生活保護を受けていない人の数は非常に多い。

捕捉率という概念がある。貧困者に関して、生活に困窮しているのであるから、生活保護支給がなされるべきであるとの前提で、何%の人に対して実際に支給されているかを示した概念である。少し古い数字であるが、1993年の数字で6%という推計がある。日本では本来ならば支給されてもよい人々のうち、10%以下しか生活保護支給がなされていない、という実態なのである。

もとより、貧困の定義、人々が最低限生活できるための必要経費、貧困者の健康状態や経済状況、等々が明確にならないと、10%以下の捕捉率が低過ぎるとは簡単に批判できない。どの国でも捕捉率は100%ではなく、欧米諸国でも20~60%の数字である。しかし、わが国では貧困者の数が急増しているため、どのような方法でその人達に経済支援するかは、捕捉率のことも含めて緊急の課題である。

誰が貧困者か

貧困者の数が非常に多いことがわかったが、次の関心は誰がそうであるか、ということである。まず、年齢階級別に貧困率を検証してみよう。表3は年齢別に貧困率を計測したものであり、かつそれらが全貧困者数のうち何%のシェアを示しているかがわかる。

この表でもっとも印象的なのは、日本では高齢者の貧困率が非常に高いことがわかる。76才以上の人では、実に24%弱が貧困者であり、66才から75才の人々も19.5%の高さとなっている。この事実は、生活保護受給者の実態からも、高齢者が全受給者のうち実に47%を占めていることから確認できる。日本の貧困は高齢者で代表されるといっても過言ではない。特に高齢単身者にそれが目立っている。

高齢者の多くは働けない人が多いので、年金や介護保険の支給があつてしかるべきであるから、本来ならばこれほどまでに高い貧困率にならないものと予想される。しかし、実態を言えば、無年金の人や年金受給の資格があつても受給額が非常に低い高齢者が多いのである。なんらかの理由で公的年金保険に加入していなかったか、それとも加入していたとしても保険料の拠出額が非常に低かったのである。

もう一つ高齢者に目立つ理由は、健康を害していたり寝たきりになっていて、働くことによって所得を稼ぐことが全く不可能な状態になっている場合が多い。こういう人達は医療費や介護費の負担も多く、自己の資産額が少ない人達は、政府からの経済支援に頼らざるをえない事情もある。

表3でもう一つ印象的なことは、若年層の貧困率が高齢者に次いで高いことである。17才未満で14.3%、18才から25才で16.6%となっており、若年層に貧困者の多いことがわかる。これら若者の貧困者は健康の問題がほとんどないので、高齢者の場合と全く異なる事情から貧しいのである。それは一重に日本経済の不況による失業率の高さ、特に10%を超す若者の失業率の高さから生じる現象である。

若者が働く機会、すなわち所得を稼ぐ機会がないことから発生していることである。失業している若者に加えて、フリーターと呼ばれるように若者には、不完全就業の人が200万人とも400万人ともいわれ、低所得に甘んじている人の層が多い。その人達の平均年収は140万円前後であり、貧困者とみなされうる。もっとも深刻なのは、フリーターの若者には年収110万円未満の人と、年収200~250万円の人とで二極化しており、110万円以下の若者は完全に貧困者とみなせる。

一方、定職に就いている若者に関していえば、年功序列制の下ではそれほど高い賃金を得ているわけではないが、貧困者とみなせない所得を稼いでいる一群の若者が存在するこ

とも確かである。失業者、フリーター、ニート等で代表される低所得、ないし貧困にいる若年層と、貧困でない若年層に区分されており、若者の間でも経済格差、ないし貧富の格差がみられることも日本の特色となっている。

最後に、貧困者に別の2つのグループがあることを指摘しておこう。第1は生活保護受給者のうち、高齢者に次いで数が多いのは傷病者・障害者の35.1%である。これらの人は働けないのであるから当然の支給である。障害者については、できれば雇用の機会が与えられて、自立の道があることが望ましいが、人々のおかれた現状によって大きく異なる。この問題を論じるには多くの紙面を必要とするので、本稿では議論しない。

第2のグループは8.8%の母子家庭である。母子家庭とは、離婚か死別によって母親一人で子供を養育しているか、まだ数はそう多くはないが父親が認定されえない単身の母親で、かつ子供のいる家庭である。

母子家庭がなぜ貧困のもう一つの代表選手であるかを説明するのは容易である。第1に、日本の女性は男性と比較して賃金が低いし、そもそも仕事を見つけるのも困難である。それは女性の労働者としての資質がまだ男性ほど育成されていない事情も手伝っている。第2に、母子家庭における子供の年齢は多くの場合低年齢であり、働くことと子育ての両立が難しい現状が女性につきつけられている。象徴的に言えば、専業主婦であった人が突然働きたい希望をもって、なかなか賃金の高い良質な仕事が彼女達に開かれていないことで、これらのことがわかる。

どこの先進諸国においても、母子家庭は貧困層の典型になっている。離婚率の上昇はどの国でもみられる現象であり、わが国でも遅まきながら離婚率は高まっている。欧米諸国ではこれらの女性が働くことができるように、税制をはじめ様々な政策を導入している。例えば、働くことを条件に所得税の優遇措置や児童手当の支給を大胆に行なったり、保育施設の利用を優先的に与えたりしている。母子家庭への支援策が福祉政策の代表にすらなりつつある国もみられる。

わが国の現状は母子家庭への支援策はまだ十分ではない。なぜならば、離婚した夫の子育て支援の送金や慰謝料の支払いによって、残された妻子の経済保障を行なうという考え方が根強く残っている。繰り返しになるが、女性が良い職を見つけることが困難なのであるが、訓練を施して彼女達が仕事を見つけられるような支援策が、企業側と公共部門の双方に乏しい事情もある。

これらのことは、男女の性別役割分担意識の強かった日本では、ある程度避けられないことであったかもしれないが、男女共同参画の意識がこれまで以上に強くなれば、欧米諸国のように税制、児童手当や子育て支援といった母子家庭への政策が、強固になると予想される。しかし、このことは意外と女性にきついことを要求することになるかもしれない。なぜならば、勤労をしないと支援を受けられない可能性が高くなるからである。

まとめ

日本は貧富の格差が拡大中であるが、それを他の先進国との比較の上で評価してみると、所得分配の不平等度が高い国のグループに属していることがわかった。さらに、貧困者がどの程度存在しているか、という貧困率に注目すると、先進国の中でも最高の貧困率を示すグループに入っている。日本の貧困者は高齢者と若年者、それに傷病者、障害者と母子家庭に集中していることがわかった。貧困対策の必要性が高まっている時代である。

参考文献

橋本俊詔(2004)編『封印される不平等』東洋経済新報社

表1 先進諸国の所得分配不平等度(ジニ係数)

デンマーク	0.225	カナダ	0.301
スウェーデン	0.243	スペイン	0.303
オランダ	0.251	アイルランド	0.304
オーストリア	0.252	オーストラリア	0.305
フィンランド	0.261	日本	0.314
ノルウェー	0.261	イギリス	0.326
スイス	0.267	ニュージーランド	0.337
ベルギー	0.272	アメリカ	0.337
フランス	0.273	イタリー	0.347
ドイツ	0.277	ポルトガル	0.356
OECD全体(24カ国)	0.309		

出所: OECD(2004), *Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s.*

表2 OECD諸国の貧困率(%)

オーストラリア	11.9	(5) 日本	15.3
オーストリア	9.3	(1) メキシコ	20.3
ベルギー	7.8	オランダ	6.0
カナダ	10.3	ニュージーランド	10.4
チェコ	4.4	ノルウェー	6.3
デンマーク	4.3	ポーランド	8.2
フィンランド	6.4	ポルトガル	13.7
フランス	7.0	スペイン	11.5
ドイツ	10.0	スウェーデン	5.3
ギリシャ	13.5	スイス	6.7
ハンガリー	8.1	(3) トルコ	15.9
(4) アイルランド	15.4	イギリス	11.4
イタリー	12.0	(2) アメリカ	17.0
OECD全体	10.7		

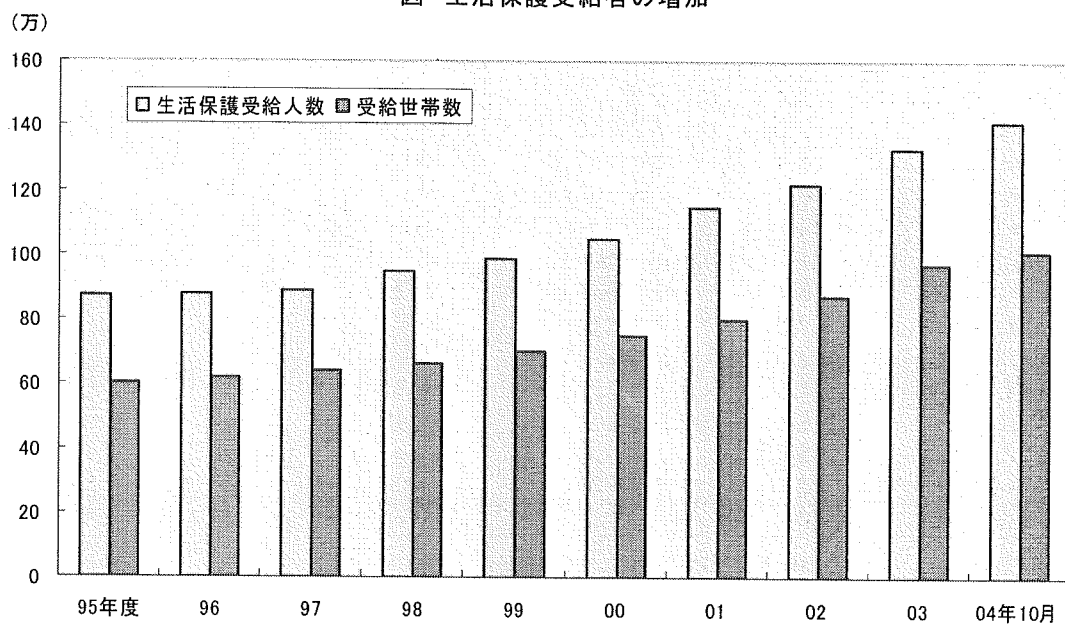
注: 国につけられたカッコ内の数字は貧困率が高い順序である。
出所: OECD(2004), 前出に同じ。

表3 日本における年齢別にみた貧困率(%)

年齢	貧困率	シェア
0～17	14.3	17.4
18～25	16.6	8.9
26～40	12.4	14.9
41～50	11.7	10.3
51～65	14.4	9.4
66～75	19.5	6.4
76+	23.8	12.7
		100.0

出所: OECD(2004), 前出に同じ.

図 生活保護受給者の増加



所得格差の国際動向：
経済協力開発機構の国際比較データから

<主任研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部部長

金子 能宏

<分担研究者>

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部第3室長
慶應義塾大学経済学部講師

小島 克久

山田 篤裕